

## 穂積駅南土地区画整理事業の進捗状況

## (1) 事業計画の決定について

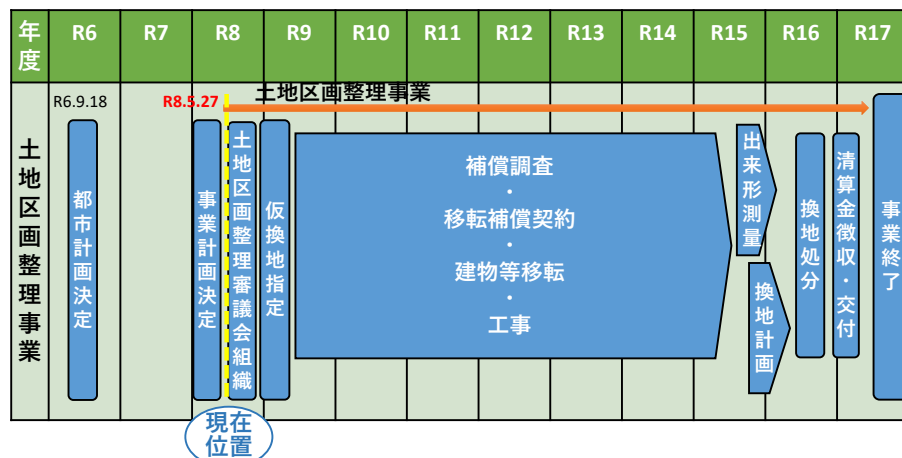
岐阜都市計画事業 穂積駅南土地区画整理事業について、岐阜県知事から事業認可を受け、土地区画整理事業の事業計画を決定しました。

## ①事業計画の概要

事業名称：岐阜都市計画事業 穂積駅南土地区画整理事業  
 施行者：瑞穂市  
 施行地区の区域：瑞穂市別府字堤内二ノ町及び堤内三ノ町の各一部  
 施行地区の面積：16,888.53㎡  
 都市計画決定日：令和6年9月18日  
 事業計画決定日：令和8年5月27日  
 事業施行期間：令和8年5月27日から令和18年3月31日



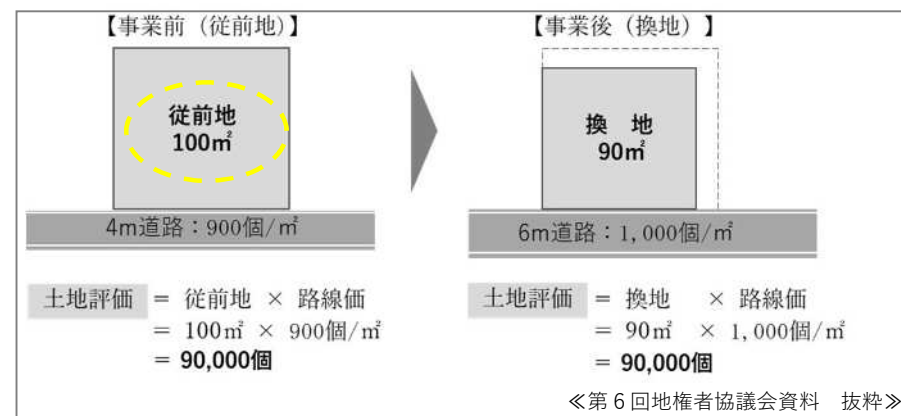
## (2) 今後のスケジュール



## (3) 事業認可に伴うお知らせ

## ■従前地の面積を確定します (施行条例 第4章 地積の決定方法)

換地（整備後の土地）の地積を定める時の基準となる「従前地の面積」は、**事業計画の決定公告を行った日（令和8年5月27日）**の登記事項証明書（土地の登記簿謄本）に記載されている地積としています。



登記地積が事実と相違すると認めるときは、地積を証明する書類（実測図等）を添付し、**基準日から60日以内**に、市へ実測による地積の確認を申請することができます。※市への地積の実測確認申請では、法務局の登記地積は更正されません。

## 【申請できる方】

- ・登記事項証明書に記載されている土地所有者またはその相続人
- ・土地に係る所有権以外の権利（借地権等処分の制限を含む）を有する者

## ■地区内の建築行為等が制限されます (法76条 建築行為等の制限)

換地処分の公告がある日まで、地区内において建築行為等を行う方は、**土地区画整理法第76条の規定に基づき、市長の許可を受けなければなりません。**

1. 建築物、その他の工作物の新築、改築又は増築等
  2. 盛土、切土、埋め立て等による土地の形質の変更
  3. 重量が5トンを超える物件の設置もしくは堆積  
（分割された各部分の重量がそれぞれ5トン以下となるものは除く。）
- （注意）建築行為等を行う方は、事業期間内に地区内へ移転する方も含まれます。この許可申請は、建築基準法等その他法令に定められた申請を兼ねるものではありませんので、担当部局への申請手続きが必要です。

## ■未登記の権利を申告しなければなりません (法85条 権利申告)

地区内の土地について、登記の無い所有権以外の権利（借地権など）を有する方は、市に権利の申告をしていただく必要があります。ただし、土地区画整理審議会の名簿の作成期間中は、一時的に申告の受付を停止します。

※上記項目に該当する方は、瑞穂市穂積駅圏域拠点整備課までお問い合わせください。（TEL 058-327-2171）